

平成 25 年 10 月 2 日

各障害者支援施設長 様
各障害福祉サービス事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

平成 26 年度以降の名古屋市障害者自立支援事業者システムの提供について

日ごろより本市の障害者福祉行政につきまして、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。さて、標記の件につきまして、下記のとおり取り扱うこととしますのでご連絡します。

記

1 障害福祉サービス費（国保連請求）にかかる請求機能の終了について

現在、障害福祉サービス費等（介護給付、訓練等給付、地域相談支援給付、計画相談支援給付）の国保連への給付費の請求について、本市が提供する名古屋市障害者自立支援事業者システム（以下、「名古屋市事業者システム」という）で請求データを作成することが可能となっています。これについて、本機能の提供を平成 26 年 3 月提供分をもって終了とさせていただきます。

つきましては、平成 26 年 4 月提供分以降の障害福祉サービス等の請求においては、国保連合会より無料で提供されている簡易入力システム等の他の請求システムを利用して請求事務を行っていただく必要があります。名古屋市事業者システムを利用されている事業者におかれましては、大変ご迷惑をおかけしますが、適宜、請求システムの変更を行っていただきますようお願いいたします。

なお、地域活動支援、移動支援および日中一時支援の請求については、引き続き名古屋市事業者システムを用いてデータ作成を行っていただくことができます。

【名古屋市事業者システムでのデータ作成の可否】

	平成 26 年 3 月提供分まで	平成 26 年 4 月提供分以降
障害福祉サービス費等 ・介護給付 ・訓練等給付 ・地域相談支援給付 ・相談支援給付	○ 利用可能 (月遅れ請求も可能)	× 名古屋市事業者システムでのデータ作成不可
地域活動支援 移動支援 日中一時支援	○ 利用可能	○ 利用可能

2 国保連が提供する簡易入力システムの利用についての注意点

国保連の簡易入力システムを利用する場合は、インターネットの電子請求受付システムよりダウンロードできますが、名古屋市事業者システムの入力情報をデータごと移すことはできないため、新規で登録情報を入力する必要があります。つきましては、適宜、基本情報の入力時間および簡易入力システムの操作方法の把握に要する期間を踏まえたシステムの切り替えをしていただくようお願いいたします。

【参考】

- ・名古屋市事業者システムとの操作方法の相違点（別紙）

3 紙請求（特例介護給付）についての注意点

障害福祉サービス費等の請求で、国保連請求ではなく、名古屋市に直接請求いただいているものについては、現在名古屋市事業者システムで独自のフォーマットで作成したデータを提出いただいています。これについて、データの提出方法等の取扱いの詳細は、今後連絡させていただきます（地域活動支援、移動支援の請求は、今までどおり名古屋市事業者システムで作成したデータを提出いただきます）。

また、複数児童の請求についても、別途通知を行う予定です。

（問い合わせ先）

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1-1
名古屋市健康福祉局障害者支援課認定支払係
TEL 052-972-2602・2639